

空き家の 片づけ費用を 補助します！

(空き家片づけ補助金)

住まいは大事じゃ！



対象者

県外から、和歌山県内の移住推進市町村（地域）への移住にあたり空き家の片づけをする方

※申請者は移住者または空き家所有者のいずれか

※移住推進市町村（地域）

海南市（大崎、塩津）、紀美野町、紀の川市（旧粉河町・旧那賀町・旧桃山町）、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町（金屋、清水）、美浜町、由良町、印南町、みなべ町（上南部、清川、高城）、日高川町、田辺市（旧田辺市街地を除く）、白浜町（日置川）、すさみ町、新宮市（熊野川、高田）、那智勝浦町、古座川町、北山村、串本町

対象経費

空き家の家財整理・撤去・処分活動にかかる費用
(上限8万円)

- 片づけ代行業者（県内事業者であること）への委託費
- 片づけのための往來に必要な旅費
- 親戚・近隣住民等で作業に従事した方への謝金

など

詳しくは、県移住定住推進課にご相談ください！

補助条件

※詳しい条件は要綱をご覧ください。

- ①わかやま住まいポータルに登録された空き家であること。
- ②片づけ前の段階で申請すること。
→片づけ中・後に申請することはできません、必ず片づけ前に申請して下さい。
- ③片づけ作業を委託する場合は、県内事業者に委託すること

→①～③の条件に当てはまるためにも、まずは市町村窓口にご相談してください！

申請～補助金受給までの流れ

- ① 市町村に移住相談と補助金を活用したい旨の相談をする。
- ② 売買又は賃貸する空き家が決まる。
- ③ 売買契約又は賃貸借契約を締結する。
- ④ 片づけ費用の見積もり・写真を添付し、補助金の交付申請をする。
- ⑤ 補助金の交付決定通知を受け取る。
- ⑥ 片づけ作業を行う。
(注) 領収書は必ず保管
- ⑦ 領収書を添付して、実績報告をする。
(注) 毎年2/15が実績報告の提出期限です。必ず期日までに片づけ作業をし、住民票の移転を完了してください。期日が過ぎた場合、補助金は支給されません。
- ⑧ 額の確定通知を受け取る。
- ⑨ 請求書を送付する。
- ⑩ 補助金が支給される。

☆ 予算額に到達次第、終了となります。

お問い合わせ

和歌山県移住定住推進課 移住戦略推進班
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL 073-441-2930